

学習指導要領「家庭」改訂に対する一所見

山 崎 留 尾

On Revision of the Course of Study in Homemaking.

TOMEIO YAMAZAKI

はじめに

昭和53年8月30日、文部省告示第163号によって高等学校学習指導要領が改正された。

これは最初の学習指導要領公示以来5回目の改訂である。

すなわち文部省が、教育課程審議会の答申を受けて、(1) 特色ある学校づくり、(2) 個性を生かす教育、(3) ゆとりある学校生活、(4) 勤労にかかわる体験的な学習の重視、を基本方針として改訂したもので、57年度より学年進行で実施されるが、現在その移行措置がとられているものである。

この改訂のなかで「家庭」はどのように改善されたか、その改訂のねらい、改善の要点を検討するとともに、家庭科教育の現状、家庭科教育をとりまく諸問題を掘りさげ、今次の改訂が果して家庭科教育振興のためにどのような意味をもつであろうかを考え、今後の高等学校家庭科教育の発展振興の方途を探究したいと思う。

学習指導要領の変遷

今次改訂のねらいと家庭科教育のめざすものを追求し、現状と問題点を明らかにするために、まず学習指導要領はどのように変遷してきたか、その歴史をたどってみる必要がある。

戦後の学校教育は昭和22年に教育基本法、学校教育法が制定されて、その年に小・中学校の新学制が発足し、つづいて23年に新制高等学校が発足した。

新学制における学習指導要領（試案）は、それぞれ発足の年に作成されたが、その後、教育課程の基準としての学習指導要領はたびたび改訂されてきた。

それをたどってみるとつぎのようである。

1. 昭和24年学習指導要領家庭科編

最初に示された学習指導要領である。新制度の大きな改革のなかで家庭科教育は、民主的な家庭建設への期待を担って新しい内容を盛り込んだものであったが、教科としては自由選択教科であった。

「一般家庭」を1・2学年でそれぞれ7単位ずつ履習することになり、そのうち2単位はホームプロジェクトによって学習させることとなっていた。

自由選択科目であったが、戦前の高等女学校における家事・裁縫の授業時数からみて、女子には当然のことという考え方が社会通念であったので、大多数の女子生徒が家庭科目を選択し、1年と2年で履習すれば14単位となるので理論と実際の充実した内容を履習させることが

できた。

2. 昭和26年学習指導要領一般編（第1次改訂）

最初の学習指導要領は、戦後の新教育体制下の小・中・高等学校の教育課程の基礎となったものであるが、これらはいずれも連合軍総司令部の管理下で、その指導監督のもとに作成されたものであり、新教育制度発足の際、またはその直後に早急に作られたものであって、わが国の実情に即しない点があったので、これを改善することをねらいとして改訂が行われたのである。

この改訂によって「家庭」に属する23科目が、家庭生活に重点をおく「家庭」と職業生活のための専門的に学習する「家庭技芸」に分けられ、「一般家庭」は「家庭」に属し、普通教科に組み入れられ、7単位の履習と2単位のホームプロジェクト学習は従前通りであった。

戦後アメリカのホームエコノミックスの影響を受け、取り入れられたホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などはこの時期に大いに進展し、名実ともに全く新しい教科として「家庭」はまさに黄金時代であった。

3. 昭和31年学習指導要領家庭編（第2次改訂）

昭和27年4月平和条約の発効により、わが国は独立国としての地位を回復した。国の情勢が変わってくると、占領下という特殊事態のもとで定められた学習指導要領は、妥当性を欠く点が多く、反省と検討を加える必要を生じ、かつ産業や経済、科学の著しい発展と相まって、これらに対応するための改訂が行われた。

科目の自由選択制を改めて、普通課程に類型を設け、生徒の進路・特性に応じてこれを選ばせるようにしたが、個人の自由選択の中が狭められ、普通教科と必修教科目が増加され、「一般家庭」は「家庭一般」と名称が変更されるとともに、履習単位数は4単位と大巾に減じられた。

しかし、この改訂で普通課程においては、芸術・家庭・職業関係科目の6単位を必修とし、「女子については家庭一般4単位を履習させることが望ましい」として女子必修の方向が示された。

「家庭一般」が14単位から4単位に削減され、その教育内容が縮小されるにあたり、社会・理科・保健などの内容の重複が調整され、家庭生活に関連のある理論学習がかなり他教科へゆずられることとなった。

このことは家庭科が実験・実習の体験学習を中心とする教科であるという教科の性格を明確にするとともに、よい家庭人を育成するための家庭生活に関する知的理解を深める内容は、社会・保健等、家庭科以外の教科で男女共通に履習させるのが望ましいとの考え方によったものと思われる。

なおこの改訂で、先に「家庭」と「家庭技芸」の2教科としたのを、またもとの「家庭」の1教科にまとめられた。

4. 昭和35年学習指導要領家庭（第3次改訂）

このときの改訂は昭和33年の小・中学校の改訂にともなって、小・中・高校教育課程の一貫性をもたせることをねらいとしたもので、その要点は生徒の能力・適性・進路に応じた教育・道徳教育の推進・基礎学力の充実・科学技術教育の向上を図るということであり、教養の片寄りを少なくするためとして必修科目が多くなった。

この改訂で家庭科については、内容の改善とともに普通科の女子に「家庭一般」4単位が必修となったのである。特別の事情がある場合は2単位まで減ずることができる、というただし

書きがあった。

「家庭に関する学科」では職業に関する科目は35単位が必修とされ、事情の許すときは40単位以上が望ましいということになった。また普通科でも被服1・食物1・保育・経営などから選択して履習することが適当であるとされた。

5. 昭和45年学習指導要領家庭（第4次改訂）

第3次改訂の教育課程は昭和38年度の第1学年から学年進行をもって実施したもので、実施後まだ日が浅かったが、科学や技術の高度の発達、経済・社会・文化の急激な進展、および当時における高校進学率の上昇による生徒の能力・適性・進路などの著しい多様化等を考慮し、改善の必要にせまられたものであるが、家庭科においては、「家庭一般」を原則としてすべての女子に必修とされたのである。

ただし専門教育を主とする学科では、女子生徒がきわめて少数である場合など特別の事情がある場合はこの限りでない、とされた。

家庭生活の変化は著しく、家庭に関する知識と技術を社会の場において職業として活用する場合も多くなり、家庭科教育の役割も重要性を増し、指導内容も改善充実して時代の要請に必ずる必要が出てきたのである。

6. 昭和53年学習指導要領家庭（今次改訂）

高校進学率が93%を超え、高校はすでに準義務教育としての性格を強め、生徒の能力・適性・進路等がいよいよ多様化した実態にかんがみ、教育課程の弾力化、小・中・高校の一貫的基礎教育の徹底等の必要から今次改訂が行われたが、家庭科については、「家庭一般」女子必修が従前どおり維持され、女子生徒がごく少数で授業が不可能な場合を除いて、専門教育を主とする学科においても必修とされた。

また「家庭科は実践的・体験的学習を行う教科」としての性格を一層明確にし、総授業時数に対する実験・実習の割合が、原則として10分の5以上と示されるとともに、ホームプロジェクトと学校家庭クラブが明確に位置づけられた。

一方「家庭に関する学科」の専門科目の必修単位数は30単位とされ、「家庭一般」以外の科目の標準単位数は設置者の定めるところとして従来の単位数が削除された。

今次改訂のねらいと家庭科のめざすもの

今回の改訂で教科の目標は「被服・食物・住居・保育・家庭経営などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及びこれらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる」となり、現行では基本的役割を示す総括目標と具体的目標を並記して3項目からなっているのを総括目標のみにしぼって示されているが、この目標はとりもなおさず家庭科のめざすところを明らかにしたものである。

すなわち衣・食・住・保育・家庭経営などに関する知識と技術を、小学校家庭科・中学校技術・家庭科の学習の上に立って習得させ、家庭生活の意義やその重要性を認識させ、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的態度を育てると同時に、被服・食物・住居・家庭経営などの家庭生活に関連する職業に必要な能力と態度を育てることを目標としているのであり、家庭科は一般教養として人間生活の基盤である家庭生活の意義やあり方を理解させて、その充実向上を図る能力や態度を育てることと、習得した専門的知識と技術を職業に生かす能力と態度を育てる、所謂専門的能力の育成という二面性をもっていることを明らかに示しているのである。

また単なる知識や技術の習得にとどまらず、それを生活に生かして実際の仕事を適切に行う

能力と態度を養うことをねらいとしている。

とくに「家庭一般」では「衣食住及び保育などに関する基礎的な知識と技術を家庭経営の立場から体験的・総合的に習得させ、家庭生活を合理的に営み、その充実向上を図る能力と実践的態度を育てる」として、家庭を管理運営していく立場で習得させることを明示し、その際体験的・総合的に習得させることを強調している。

そして「体験的」とは生徒が主体的に能動的に学習を進めることであり、「総合的」とは衣・食・住生活などを断片的な知識・技術として習得するにとどまらず、これらを家庭を経営するために総合的に活用していく能力を身につけさせることを示し、家庭生活を合理的に経営して物心両面にわたって豊かにし、その向上を図っていく能力や実践的態度を育成することをめざしているのである。

しかも今回の改訂では、教育課程の弾力化を図るため、最少限度にとどめられた必修科目の中に、この「家庭一般」4単位が現行通り加えられたことの意義は大きいと云わねばならない。

すなわち、家庭科は女性としての一般教養知識として少くともこれだけは最低限身につけておくべきものとしての考えが、より一層明確にうち出されたものである。

前記学習指導要領の変遷の項に述べたように、昭和31年の第2次改訂のとき、すでに「女子については家庭一般4単位を履習させることが望ましい」として必修の方向が示されたが、さらに35年の第3次改訂において、女子必修として、男女の特性を生かすという考え方が導入され、戦後の男女平等だから同じ教育課程でという考え方が修正されたが、45年の第4次改訂で「女子の特性にかんがみ明るく豊かな家庭生活を営むうえに必要な基礎能力を養うため、すべての女子に「家庭一般」を履修させるものとする」として、特性を生かす教育は、さらに明確に位置づけられたのであるが、今次改訂においてもこの立場は確固として維持されたわけである。

いいかえれば学習指導要領では、家庭経営者に将来の女子像が描かれているのであり、家庭の主婦として女性を描こうとしているといえる。

ただそれは、いわゆる良妻賢母への復帰ではなく、家庭経営者としてとらえているところに意義があり、良妻賢母と違った理想像がめざされていると考えるべきである。

家庭経営という語感の中に含まれる近代化された家庭概念「理想の家庭像」をめざしていることが理解されねばならないのである。

このように新憲法制定の民主的な家庭建設への期待を担って新らしく誕生した家庭科は、時代や社会の思潮による影響を受けながら、つねにそのあり方についてさまざまな議論がくり返され、度々の学習指導要領改訂を経て今日に至っているが、一貫してめざすところは「望ましい家庭人」「理想の家庭」経営者の育成であり、その家庭生活の充実向上を図る能力の養成をねらいとしているのである。

今次改訂の問題点

学習指導要領のめざすところは、すでに述べたとおりであるが、果して現在の家庭科教育をとりまく諸情勢や教育実態に対するに、今次改訂は適切かつ効果的であり得るだろうか。

すくなくとも現状ではつぎのような問題点をあげることができる。

1. 「家庭一般」女子必修をめぐって。

「家庭一般」女子必修については、かねてとかくの議論が各方面に論ぜられてきたが、なかでも第4次改訂（昭和45年）の前後から、婦人解放を叫ぶ人達を中心に一部の教師によって主張されてきた必修反対論が、1975年の国際婦人年世界行動計画をうけての昭和52年1月の国内行

動計画に、「従来の男女の役割分担意識にとらわれない教育・訓練を推進する」との一項が掲げられて以来、一段と勢いを得て女子教育・家庭科教育への反論としてますますきびしくなっている。

すなわち女子教育は不要であり、高等学校で家庭科の女子必修は男女差別であるといい、家庭科女子必修は憲法26条、教育基本法第3条（教育の機会均等）、第5条（男女共学）に背くものであるとの主張であるが、同時に、家庭生活は男女が互いに協力して建設し経営すべきものである、という見解と相まって、高等学校家庭科女子必修反対・男女共修論として高まり、かなりの拡がりを見せているのである。

このような共修論は講義中心の授業に偏しているが、実習・実践・実技に弱い教師にとっては受け入れられやすい地盤があることも事実である。

こうした反対論の一方では家庭像の変貌を考えることができる。

家庭電気器具の普及、インスタント食品や外食産業の進出、託児施設、保育所の増加、既製服の浸透、学校給食、企業給食による家事労働の社会化など、あげれば限りなく身のまわり、家庭の生活の変貌は著しく、主婦や家庭の機能は奪われつつあると云っても過言ではない。

しかも女子の社会的活動の活発化、職業人としての自立とともに、物質的豊かさを求めての現金収入をめざす主婦の就労、共働き形態が増え、家庭科がめざす家庭経営者も主婦專業は少なくなりつつあるのが現実である。

家庭経営者であるという地位に変わりはなくとも專業と兼業という二類型が生じてきているのである。

兼業主婦の家庭経営者としてのあり方は、伝統的、歴史的主婦の観念に何らかの変化をもたらさずにはおかないであろう。

それは家庭経営者としての従来の観念に何かを加え、何かを削減し、或は新らしく創り出すことになるはずであり、そういう模索が必要となりつつあるといえるのではないか。

このように一方に女子必修反対・男女共修の意見のたかまりがあり、一方に家庭像の変貌を招来している現実のなかで、女子の特性にかんがみて、女子を家庭の主婦として描こうとする「家庭一般女子必修」には、強力な説得性が要求されるのであり、学習指導要領には、その理想とする家庭像・女性像が明確に示される必要があるのではないか。

このことは、すでに主婦を家庭経営者という言葉で表現された時、家庭を経営体としてとらえていたのであり、その語感の中に近代化された家庭概念があったはずであり、女子必修は単なる主婦養成の復活でもなく、女子教育の復活でもなく、新しいビジョンが描かれていたはずであると思うからである。

「家庭一般」が女子としての一般的な基礎教養として考えられている以上は、少なくとも衣食住保育の知識・技能だけでなく、そこに女性として生きることが、そのまま人間として生きることになるような諸条件の確立を求める視点を見失ってはならない。

男は外で仕事、女は内で家事をという体制の定着化が、女子の隷属化を招き自立化を弱化させてきたという歴史的事実をはっきり認識しておくことは、婦人解放論者でなくても必要であり、家庭経営者として家庭内にとどまってもなお人間的自立と人格的独立が確保され得るような保証がどうやって得られるかが追求されねばならないと思う。

この意味で学習指導要領は、理想とする家庭像・女性像について具体的な説明・指針を明らかにすべきである。

2. 教育課程弾力化のための科目・内容の精選について、

従来の家庭科25科目を整理・統合して19科目とし、「家庭一般」以外の18科目については標準単位数を示さず、設置者において定める措置が講ぜられ、科目の内容についても、大項目のみで各項目に含まれる個々の内容については、学校や地域の実態・生徒の必要に応じて弾力的な扱いができるようとの配慮から簡潔にしたとして示されていない。

また「家庭に関する学科」については、専門科目の最低必修単位数を35単位から30単位に削減しているが、これらは教育課程の弾力化を図るためであり、学科の特色に応じた教育課程の編成を行いやすくしたものであるという。

家庭科が女子の一般教養であると同時に職業教育であるという二面性をもっていることはすでに明らかであるが、それが家庭科の特質であるとされながら、実は教育現場では、この二面性のあいまいさのためにしばしば混迷を招いているのである。

今回の「家庭に関する学科」についての専門科目必修30単位への削減・各科目の標準単位数の削除は、このあいまいさに更に拍車をかける結果を招来し、教育現場は少なからぬとまどいと苦慮の中に立たされているのである。

ある高校長協会家庭部会長は、かつて「家庭科が産業教育振興会に所属していても、どうも少し居心地が悪い。違和感があると云っては云いすぎかもしれないが、何かでんと落着いていられない不安定さがある」と述懐されたことがある。

産業教育振興会は学校と産業界を直結させる接点になっているが、農・工・商業関係の学校は胸を張ってられるのに対し、家庭科はそういうふうにはいかない、というのである。産業界への労働力供給と云う点では同じであっても、女子労働力（家庭学科卒）はまだ産業界の本流ではないからである、と。

被服科・食物科・保育科は職業教育的カラーをより多くもち、職業教育・専門教育としての家庭科としては産業教育振興会での存在理由は充分成り立つ。しかし工業・商業・農業高校が産業人の中堅を養成するという明確な目標をもっているほどには、家庭科の職業教育には明確な自覚がない。それは女子の一般教養と云う他の面によって薄められてしまう、というのである。

職業教育・専門教育としての保育・被服・食物科の卒業生は、そのまま職業と直結しながら、一方では家庭の主婦としての知識なり技術なりとして、それらの専門的教養は転化し得るといって性格をもっているし、家政科は職業教育・職業人を養成というより、家庭の主婦としての一般教養をめざす要素が強く、職業的側面をもちながら職業教育に徹し切れぬ物足りなさをもっている。

大学進学をめざすにしても就職をめざすにしても家政科卒業生がどちらにもそれ程有利な条件におかれていないと云うことが、家政科の性格を浮き彫りにしていると云う。

このように特質だとする二面性が、実は家庭科の中途半端な性格を決定づけているが、専門科目必修単位を現在より削減して、さらに各科目の単位数をあいまいにすることは、現在よりもっとこれらの特色がうすめられ、とりわけ家政科の意義は、普通科の必修科目が最少限度にとどめられ選択の中を拡大されたことと相まって、極めて不鮮明となり、その存在はきわめて不安定とならざるを得ないであろう。

必要な単位数の主張にもよりどころを失って、他を説得できる家庭科教師が果してどれだけあるであろうか。家庭科教育の振興とはうらはらに、むしろ混迷へ導くものといわねばならない。

また、各科目の内容の簡潔化として、大項目のみを示し、各項目に含まれる個々の内容について明示されなかったことは、学校や地域の実態・生徒の必要に応じて弾力的な取り扱いがで

きるよとの配慮であると云うのであるが、果してその趣旨が教育現場において歓迎され、生かされるであろうか。

各項目に含まれる指導内容の中と深さを考え、生徒の実態にてらして選択し、構成することは容易ではなく、すべての教師に直ちにできることではない。

それは豊かな体験とすぐれた指導力と判断力、そして研究心旺盛な熱意がなければ望めないことである。

このことはとりもなおさず、すべての教師が極めて優秀であることを前提とした発想であって、現実はそのに答えるにきわめてむづかしい状況にある。

「家庭一般」4単位でさえ、指導の実際においては、年間実習回数が僅かに数回にも及ばなかったり、教科書一辺倒のしかもきわめて皮層的かつ通読的で、何らの発展も実践もなく、生徒にとってこの上なく興味薄い退屈な授業が見られるなどの実態を検討する必要がある。

折角の実践的・体験的学習の明確化も、ホームプロジェクト・学校家庭クラブの位置づけも、「ホームプロジェクトや家庭クラブの指導など、とても時間不足でやれない」として放置したり、「教師が生徒の生活実態を把握しにくいので困難」とか「家庭の理解度が低く家族の協力が得にくい」「生徒の関心が薄く適切な題目を選択させること困難」等々、はなはだしきはホームプロジェクトの意味や本質の理解さえなく、いわゆる単なるホームワークやホームプラクテスと混同し、その差異も明確に把握できていない教師も少なくない現実においては、学習指導要領のめざすところとはほど遠く、むしろ、安きにつく人間の習性から、簡潔化された項目の外枠のみを踏まえて、展開すべき内容に至らず、指導内容の低迷に墮す、レベルダウンを来たし、ひいては家庭科不要論を招くおそれなしとしない。少くとも家庭科教育は後退することが憂慮されるのである。

すべての教師の高度な指導力を前提とするような簡潔化、弾力化の措置は理想にすぎるものであり、地域の実態や生徒の適性・能力の多様化を考慮すると同時に、指導者の実情をも配慮し、教育現場にとって真に適切な指針となる基本の明示こそが望まれる。

標準単位数を設置者の定めるところとして、従来の単位数を削除し、科目の内容について、大項目のみしか示されていない今次改訂は、弾力化を大義名分として責任を教育現場に転嫁する不親切な改訂というほかはない。

少なくとも各科目の望ましい基準的単位数と各項目の指導内容の基本的具体例を示す必要があると思われる。

結 び

今次の改訂では、(1) 科目の整理・統合を行い、(2) 実験・実習に充てるべき授業時数の割合を示し、(3) 教育課程編成の弾力化を図るため、専門科目の必修単位数を削減し、「家庭一般」以外の18科目については設置者が標準単位数を定める措置を講じ、(4) 教科・科目の目標・内容・指導計画の作成と内容の取扱いなどを簡潔にした、(5) 「家庭一般」についてはすべての女子に履修させるものとした、などをその要点にあげている。

そのねらいとし、めざすところはすでに述べた通りであり、それが歴史的変遷の背景や、教育現場の実態にてらして、どのような意味をもち、どのような問題をもつかについても指摘した通りであるが、女子必修の線が維持されたことの意味は大きく、男女共修論のような一部の主張はあるにしても、世論の大勢は、女子の家庭にあることを圧倒的に支持している（婦人に関する諸問題調査会議の調査結果）ことや、社会一般の大勢に即応したものということができ

るし、男女の生き方についての一つの価値観が示されたものともいえよう。

現在の物質主義的・功利主義的な風潮を建て直すためには、先づ基礎となる家庭生活を混迷と荒廃の状態から愛と秩序にみちたものにかえていく以外になく、そのためには家庭生活の中心となる女子の教育、特に家庭科教育は重要である、というのが大方の見解であるとされるからである。

しかし、それは単なる女子教育の復活であってはならないのであり、むしろ新しい女子教育の創造としてとりあげなければならないのである。そこには新しい女性観・家庭観の探求がなければならない。

そして家庭科教育は新しい家庭創造への視点を失ってはならないことを、あらためて考えるべきである。

家庭生活の発展の中に女子の生き甲斐を求めることもできるはずであり、それが家庭像の変革をめざすものであると云うこともできるであろう。

しかも家事労働や家庭経営が、より高度な専門性をもったものとして成立してゆくことを狙いとすることによってこそ、専門教育としての発展も期待できるであろうし、家庭科の二面性のあいまいさも、そこに展開の道が拓かれるであろうと考えられるのである。

さらに、この前進的清新な家庭科教育推進のために重要なことは、とくに学習指導要領の強調する実践的・体験的学習を進めるためには、実習・実践・実技に強い指導者が求められるのである。ところが現状ではむしろその反対的傾向にあることを考えるとき、指導者養成サイドの配慮がきわめて緊要の課題であるといわねばならない。

家庭科教師として望ましい条件と、教師養成機関・大学の内容にはかなりの断層があり、教員養成は必ずしも教育現場の要求に対応していないのである。

早急な抜本的対応策の必要を提起したい。

ゆとりと充実をめざし、人間性豊かな生徒を育てることをねらいとして示された学習指導要領の趣旨が生かされるよう、教育現場の努力に期待する。

参 考 文 献

- 文部省 産業教育九十年史 東洋館出版社（1974）
- 仙波千代 家庭科教育法 光生館（1970）
- 文部省 高等学校学習指導要領解説家庭編 実教出版（1979）
- 全国家庭科教育協会 文部省産業教育指導者養成講座講義集録 家政教育社（1979）
- 三重県産業教育90年記念会 記念誌 三重県産業教育振興会（1975）
- 三重県高等学校家庭科研究会々報（11号～14号）
- 全国高等学校長協会家庭部会 部会報（48号～54号）